

令和 8 年 度 採 用

加古川市会計年度任用職員(フルタイム)
採用候補者名簿登録試験
【看護師】
募集要項

申込受付期間 随時（午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分）
※土曜日、日曜日、祝日は除きます
※受付を締め切ることがありますので、申込み希望の
場合は事前にご連絡ください。

申込受付場所 加古川市役所 本館 1 階 幼児保育課

加古川市こども部幼児保育課公立園係

〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地

TEL (079) 427-9148 (直通)

1. 採用概要

勤 務 場 所	市立認定こども園（新設こども園を含む）及び市立保育園
業 務 内 容	園児の健康管理や病気・怪我の対応、医療的ケア児の対応、保育補助等
採用予定人数	3名程度
採用までの流れ	採用候補者名簿登録試験を実施し、合格者を採用候補者名簿に登録した上で、登録者の中から採用者を決定
名簿登録期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）
そ の 他	採用が必要な時期に、名簿登録者の中から採用者を決定しますので、名簿登録がされた場合でも必ず採用となるわけではありません

注1）提出書類の記載内容や口述内容等に虚偽や不正がある場合、また採用後に不正が発覚した場合には、採用を取り消します。

注2）この採用は、加古川市の正規職員の採用とは無関係であり、正規職員採用の際に優先されるものではありません。

注3）合格基準に満たない場合は不合格とするため、合格者数が募集人数を下回る場合があります。

2. 応募資格

応 募 資 格	看護師または准看護師免許を有する者 （令和8年3月31日までに資格免許取得見込みの者を含む。）
年 齢	不問
欠 格 要 件	地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は応募できません。

注1）令和7年度加古川市会計年度任用職員（フルタイム）採用候補者名簿に登録されており、11月1日時点で既に一定の任用実績がある方については、面接試験が免除される場合があります。

3. 申込方法・受付期間

受 付 期 間	随時（午前8時30分～午後5時15分） ※土・日・祝日は除きます。 ※受付を締め切ることがありますので、申込み希望の場合は事前にご連絡ください。
申 込 方 法	下記の必要書類等を幼児保育課（加古川市役所本館1階）まで直接持参いただくか、郵送にてご提出ください。 <u>①加古川市会計年度任用職員採用試験申込書</u> ※必要事項を記入の上、写真（縦4cm×横3cm）を貼付してください。 <u>②看護師または准看護師免許証の写し</u> <u>③結果用通知封筒</u> ※長形3号の封筒に110円切手を貼り、申込者の氏名、送付先を明記してください。また、氏名の後には、「様」を付記してください。
受 付 場 所 （送 付 先）	〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市幼児保育課 公立園係（加古川市役所本館1階）

4. 試験概要

試 験 日	試験日・時間等は相談の上決定します。
試 験 会 場	加古川市役所周辺会議室 ※試験会場の詳細は別途お知らせします。 ※駐車場は、立体駐車場（たんようカーパークつつじ：有料）を利用してください。割引処理を行いますので、駐車券は必ず会場までお持ちください。（ただし、会場時刻は午前8時15分です。）
試 験 内 容	面接
結 果 発 表	結果を郵送で通知します。

5. 勤務条件

任 用 期 間	令和8年4月1日～令和9年3月31日の指定する期間
勤 務 時 間	週38時間45分【1日7時間45分×週5日（月～金）】 <認定こども園> 午前8時15分～午後5時00分（休憩60分） <保 育 園> 午前8時30分～午後5時00分（休憩45分） ※業務の都合により時間外勤務が生じる可能性があります。
給 与	月額 254,204円 年収 約421万円（期末・勤勉手当を含む、年2回支給[年間最大4.6月分]） （初年度は約390万円） ※令和7年4月1日時点 ※本市での勤務実績に応じて加算される場合があります。
諸 手 当	地域手当（月額に含む）、通勤手当、時間外勤務手当 期末・勤勉手当、退職手当（支給には条件があります）
休 日	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日
休 暇 等	年次有給休暇：任用期間に応じて付与（1年間に最大20日） ※新規採用者の場合、12日付与 ※上記以外に、結婚休暇や忌引休暇等の特別休暇があります。
服 務	地方公務員法に規定するサービスの各規定が適用されます。（サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限） また、懲戒処分等の規定が適用されます。
社 会 保 険	健康保険・厚生年金・雇用保険の適用があります。
公 務 災 害	労働者災害補償保険が適用されます。 （連続する通算任期が1年を超えた場合は、地方公務員災害補償法に基づく制度が適用されます。）
そ の 他	地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

注）上記給与及び諸手当の内容は、今後給与改定等により変更になる場合があります。